

令和3年度自治推進委員会

自治基本条例検証用資料

(第19条・第20条・第21条・第35条)

- ・ おいらせ町自治基本条例（逐条解説）
 - ・ これまでの検証結果
 - ・ 参考データ資料

第19条 議会の役割と責任

■ 逐条解説 ■

(議会の役割と責任)

第19条 おいらせ町議会は、行政運営が正しく行われているかを監視するとともに、政策形成機能を果たす役割を持っています。

2 議会は、町民の代表として、町民の意思を尊重しなければなりません。

【第19条】

町の意味決定機関である議会には、行政に不正や怠慢がないかを監視する役割があります。さらに、自らも積極的に政策を立案する役割を持っています。

また、議会は町民の意思を代表する機関として、地方自治法などにより定められた権限を正しく行使し、町民の幸福の実現のために努力しなければなりません。

■ これまでの検証結果 ■

- ・議会討論は活発に交わされているが、町民の意思を尊重し活かすために、議員提案による政策形成をもっと期待したいところである。
- ・議論のさらなる活発化のために必要な施策も、検討してほしい（平成27年度）

■ 参考データ資料 ■

なし

■ 検証作業のポイント ■

- ・議会が行政を監視する役割と、政策形成機能を果たす役割をこなしているかどうか。
- ・議会が町民の代表として、権限を正しく行使しているか。活発な討論がなされているか。

■ 委員の提言・討論 ■

第20条 議会の運営

■ 逐条解説 ■

(議会の運営)

第20条 おいらせ町議会は、健全な予算執行により、効率的な運営を行わなければなりません。

2 議会は、その活動を町民に公開し、開かれた運営を進めなければなりません。

【第20条】

行政と同様に議会にも健全で効率的な運営が求められます。ここでの予算執行とは、議会に与えられた予算の執行のことです。

議会は町民の意思を代表する機関であり、その決定は町民の意思となるものです。ですから、議会活動を町民に分かりやすく伝え、行政とともにその情報を共有することが大切です。

そのため、議会報告会の開催、インターネット中継、議事録のホームページへの掲載など、議会情報を積極的に公開する必要があります。

■ これまでの検証結果 ■

・議会運営費については、問題となるような非効率性はなかったが、効率化の余地はあると思われる。

・活動の公開についても必要な公開はされているが、議会報告会の開催等、もっと町民に寄り添う方法も検討してほしい。

■ 参考データ資料 ■

- ・議会広報「議会だより 掛橋」(配布済)
- ・町ホームページ上で議会活動を随時公表している。

■ 検証作業のポイント ■

- ・議会が健全に予算の執行をしているかどうか。
- ・議会が議会活動を様々な方法で、町民に分かりやすく伝えているか。

■ 委員の提言・討論 ■

第21条 議員の責任

■ 逐条解説 ■

(議員の責任)

第21条 おいらせ町議会議員は、全町民の代表として公正かつ誠実に職務にあたらなければなりません。

2 議員は、職務に関する調査、研究及び学習により自らの資質を向上させなければなりません。

【第21条】

まちづくりに果たす議員の役割は大きいものがあります。議員は住民の投票により選ばれますが、議員はこの町で共にまちづくりを担う、働く人や学ぶ人の利益も視野に入れて活動する必要があります。また、議員はその役割を果たすため、自己研鑽に努めることが必要です。

■ これまでの検証結果 ■

- ・現状に問題はないが、議員のさらなる資質向上のために、できる施策を検討してほしい。

■ 参考データ資料 ■

なし

■ 検証作業のポイント ■

- ・全町民の代表として、公正かつ誠実に活動をしているか。
- ・議員は、自らの資質を向上させるため、自己研鑽に努めているか。

■ 委員の提言・討論 ■

第35条 開かれた議会

■ 逐条解説 ■

(開かれた議会)

第35条 おいらせ町議会は、町民に開かれた議会とするため、工夫してその公開を進めます。

【第35条】

町民が議会の傍聴に参加しやすいしくみを整備すること（例：日曜、夜間議会など）は、議会と町民の距離を縮め、協働のまちづくりを進める上で大切なことです。

■ これまでの検証結果 ■

・活動の公開について、必要な公開はされているが、議会報告会の開催等、もっと町民に寄り添う方法も検討してほしい。

■ 参考データ資料 ■

・なし

■ 検証作業のポイント ■

・議会が公開されているかどうか。公開の方法に、傍聴に参加しやすい工夫がされているか。

■ 委員の提言・討論 ■

前回（第2回）での主な意見

- ・議員報告会を開いてほしい。もっと議員の考えを知りたいと感じる。
- ・議員自身の自己研鑽、研修はどれくらいおこなっているのか？
→令和2年度は新型コロナの影響があり、多くを中止している。その前では北海道や関東などに2泊3日程度で研修を行っている。実施した研修については町議会で報告があり、議会広報などにも掲載している。
- ・普段の暮らしの中で、議員と意見を交わす機会がなく、検証が難しい。
- ・より開かれた議会を目指すために、どうすればいいのかをこれから1年かけて我々も勉強していきたい。栃木県の議員個人が毎回報告会を開催しているようなケースもある。
- ・議員に会うような接点が無い。
- ・6月にはじめて傍聴したが、比較対象がないため、良いか悪いか判断がつかかぬた。
- ・議会改革について、今年度から特別委員会が設置され、議員による改革が検討されている。
- ・以前に夜間議会等の提案自体はあったのだが、実現には至っていない。
- ・議会改革の先進事例としては、三沢市や六戸町が議会基本条例を制定し、報告会を開催している。おいらせ町では特別委員会で検討がなされているが、まだ不透明である。
- ・議会の役割の例になるが、自治体独自の政策は必ず議会での議決が必要になる。町長の提案したものにイエス・ノーの判断を下すのが議員で、その議員を選挙で選ぶのが町民ということになる。その関係性を理解し、議会の重要性を肌感覚として持ってほしい。